

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和2年2月定例県議会に提案予定の以下の条例の制定について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

〔条例案〕

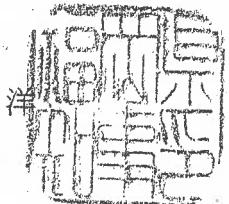
- ① 地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例
- ② 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和2年2月26日
教 育 長

1人第1202号
令和2年2月6日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川 洋



条例の提案に対する意見の聴取について

令和2年2月議会定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29
条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

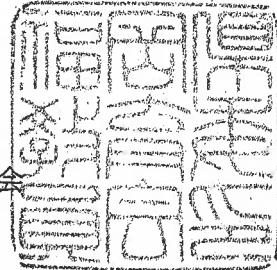
記

- ・ 地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例案
- ・ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

1教総第1559号
令和2年2月12日

福岡県知事殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対2月6日1人第1202号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

第 号議案

地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年 月 日

福岡県知事 小川洋

理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の制定による地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第一条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二条中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

(福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

(福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年福岡県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

(福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新旧対照表

昭和天皇の崩御に伴う職員の徴税免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年福岡県条例第十四号）【第一条関係】	
改正案	現行
<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

福岡県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第十二号）【第一条関係】	
改正案	現行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第五条 法第二十四条において適用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第五条 法第二十四条において適用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第八項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>

福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年福岡県条例第二十五号）【第二条関係】	
改正案	現行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第六条 法第二十四条において適用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第六条 法第二十四条において適用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>

改正案	現行
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第十二条 法第二十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十二条の二の二第八項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第十二条 法第二十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十二条の二第八項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

第 号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年二月 日

福岡県知事 小川洋

理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の制定による地方自治法の一部改正により、知事等の損害賠償責任の一部免責について県が条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の一第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法二百四十三条の二の二第二項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 知事等の県に対する損害を賠償する責任は、知事等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第二百七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選舉管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業の管理者 二

二 職員（地方警務官並びに口及びハに掲げる職員を除く。）

二 地方警務官 政令第百七十二条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。